

令和2年度 第6回障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会 会議録

書面開催

資料送付日：2021年1月7日

回答期限：2021年1月15日

委員：高山代表，澤野副代表，齊藤委員，種田委員，都築委員，伏見委員，  
富澤委員，西村委員，林委員，向井委員，前田委員，大澤委員

計12名

●書面による議事の説明

議事（1）ふじさわ障がい者プラン2020「きらり ふじさわ」中間見直し令和元  
年度実績報告について

現計画のモニタリングにおける，令和元年度実績確定値のご報告です。

資料1-1については，令和2年度第2回障がい者計画・障がい福祉計画検討委  
員会でお示した速報値と変更ございません。

資料1-2については，一部文章や数値等に変更がございますので，今回お送り  
した資料をご確認ください。

議事（2）次期計画最終案について

「障がい者プラン2026」の最終案です。皆様から前回会議でいただいた意見  
と，庁内各課への事業内容照会の結果を反映させていただきました。委員の皆様か  
らいただいた意見の反映箇所については，資料2-1網掛け部分をご覧ください。

また，11月25日から12月24日まで広く市民からご意見をいただくため「障  
がい者プラン2026」の素案についてパブリックコメントを実施いたしました。が，  
いただいたご意見については，既に内容に包含されているものや，今後の参考とさ  
せていただくご意見だったため，今回の最終案に反映をしております。

「障がい者プラン2026」の素案に対するご意見については，資料2-2にま  
とめさせていただきましたので，ご覧ください。

委員の皆様には，次期計画最終案についてご確認いただき，ご承認いただければ  
と思います。

なお，今回ご提示した最終案については，令和3年2月に開催される藤沢市議会  
定例会厚生環境常任委員会で報告し，3月に策定を予定しております。

### 議事（３）その他 組織改正について

令和３年度組織改正に伴う部署名等の変更に関する現在の検討状況についてご案内します。

地域医療推進体制及び健康危機管理体制強化のため、「福祉健康部」を「福祉部」及び「健康医療部」へ分割再編いたします。令和３年度組織案については、今回送付させていただく「令和２年１２月藤沢市議会定例会総務常任委員会資料２」の３ページのとおりです。

組織改正については、令和３年２月に開催される藤沢市議会定例会厚生環境常任委員会での議決事項ですので、資料の課名等は今後変更が生じる場合がございますのでご注意ください。

#### ●委員からの質問及び回答

（１）ふじさわ障がい者プラン２０２０「きらり ふじさわ」中間見直し令和元年度実績報告について

##### ・質問（種田委員）

４ページ下段。令和元年度就労移行支援事業所数（Ａ）は１５か所ではなく１６か所ではないですか。

##### ・回答（事務局）

改めて情報を確認し、正しい数値を記載しました。

##### ・質問（都築委員）

①実績 新規５０５件 継続１４６８件 に対応する相談支援の職員数を教えてください。

##### ・回答（事務局）

１８人の職員で発達相談支援に従事しております。

##### ・質問（都築委員）

①②「緊急時における支援に関するワーキング」の分析についての詳細を教えてください。

「方向性の検討については限界があり」とありますが、どのような検討をし、どのような限界があるのでしょうか。

##### ・回答（事務局）

緊急時の支援としては居室確保事業も創設されており、緊急時における支援の全

体の枠組みにおいては、居室確保事業の拡大も緊急時支援の活路になり得るのではないか、という議題があがりました。

次年度は、今年度の議論を踏まえ、「緊急時の支援」という大枠の中で、居宅での支援と併せて、居室確保事業の拡大を含めた協議を継続していきたいと考えています。

・質問（都築委員）

③「現行の相談支援事業は～」とありますが、これは地域支援事業としての相談支援体制ということでしょうか

今後、地域支援事業として「支援体制を整備していく」一環として相談支援体制の充実が求められるという意味でしょうか

・回答（事務局）

ご推察のとおりです。

・質問（都築委員）

安心・安全プランにおいて感染症対応についてのガイドラインも検討する必要があるのでは。（資料2-1，89ページ事業番号160に記載）

また令和3年度からの新規相談支援体制は面的整備の一環と理解してよいのでしょうか。

・回答（事務局）

「安全・安心プラン」の取り扱いについては、感染症対応や災害時対応を含め、活用方法に多くの可能性を含んでおります。今後、活用方法については検討していきたいと考えます。

相談支援体制については、ご推察のとおりです。

・質問（都築委員）

令和2年度実績は一般就労ほか増加傾向ですが、障がい種別での差異はあるのでしょうか。

・回答（事務局）

障がい種別での集計を行っておらず、障がい種別による差異は把握できておりません。

## (2) 次期計画最終案について

### ・質問（都築委員）

事業番号103。「子どもの個性や特徴への理解を深め～」とありますが、「特徴」とは障がい特性のことを指しているのでしょうか。「障がい特性」と明記しないのは何故ですか。

### ・回答（事務局）

「特徴」とは「障がい特性」のことだけを指しているのではないため、「障がい特性」と明記していません。理由としては、対象者を発達障がいだけでなく、発達障がいの傾向がある子どもの保護者も対象としているため、「子どもの個性や特徴」と記載しております。

### ・質問（都築委員）

アンケート自由記述欄について。第4回委員会において、「発達障がいについての記述を記載してください」と意見提出しました。委員会の際には、代表からの質問もあり少数であっても重要な意見を残していくとの事務局からの回答がありました。

最終案には、記載がありませんがどのような内容が記載されますか。

### ・回答（事務局）

ご質問へのアンケートの結果を基に内容を構成しております。今回の発達障がいの部分に関しましては、アンケート結果自体から見えてくるものではなく、推測として考えることについても、不明確であることから、記載をしませんでした。

## (3) その他 組織改正について

### ・質問（齊藤委員）

庁内の「組織改正について」を検討委員会の議事にすることは適当だったのでしょうか。中間報告で方向性の説明程度でよかったのではないのでしょうか。

### ・回答（事務局）

ご指摘ありがとうございます。その他において、報告を主眼として議事としましたが、今後、議事の確定については、さらに注意を払ってまいります。

### ・質問（澤野委員）

地域包括ケアシステム推進室について、どのように再編されて行くのでしょうか。

・回答（事務局）

地域包括ケアシステム推進室については、地域共生社会推進室と高齢者支援課に再編される見込みです。

●委員からの意見

（１）ふじさわ障がい者プラン２０２０「きらり ふじさわ」中間見直し令和元年度実績報告について

・意見（都築委員）

現状の白浜養護学校の児童生徒数増加による著しい教室環境の悪化は特別支援教育の充実に反しています。市単位の課題として関係各所一丸で対応してください

・意見（富澤委員）

事業番号６８，障がい者施設等通所交通費助成について。

事業内容は市内に住所を有している障がいのある人等に対してと記載されているため、援護市が他市の方でも住民票が藤沢市の方であれば助成を受けられるようにしていただきたい。

・意見（齊藤委員）

実績報告でコロナの影響による予定変更などが見られる項目もあり，次年度も影響が続くことが予想される中，事業の実効性や継続性の確保について具体的な方法を検討する必要がある。

・回答（事務局）

いただいたご意見については，各事業担当課に情報提供させていただき，今後の検討材料とさせていただきます。

（２）次期計画最終案について

・意見（都築委員）

事業番号４８「会議体の設置」。

会議体を設置し建設的に協議を進める中で，発達障がい児者に関する課題の整理と解決のため，各分野連携の取り組みを創出するような会議体であることを強く希望します。発達障がい児者の課題整理，検討が進むことを切に願います。

「会議体の設置」を『会議体を設置し，発達障がい児者に関する課題の整理と解決に向けて建設的に協議する』等，より具体的に記載していただきたいです。

・意見（都築委員）

障がい者施策の課題では、多数の発達障がい児者の課題が指摘されていますが、施策の方向性、福祉計画（児も含む）において発達障がい児者と明記された記載は少なく、不安を感じます。

発達障がい児者の課題解決に向け、更なる取り組みをお願いいたします。

・回答（事務局）

発達障がいに関する会議体の設置に係る具体的な記載については、会議の要綱・要領を作成する方向で考えており、委員の方々と共に詳細な内容を検討してまいります。

また、発達障がい児者の課題解決に関する計画への記載については、計画上、多くの障がい種別を視野に入れている計画となっているので、個別名称として「発達障がい」と多く記載することはできておりませんが、ご理解くださいますようお願いいたします。

・意見（西村委員）

75ページの事業番号68番について、居住系サービスの量・質ともに圧倒的に不足しています。宿泊体験をすることができる場の提供と推進を事業内容に盛り込んで促進してほしいと考えます。

・回答（事務局）

「安全・安心プラン」の普及とともに、利用者や短期入所事業者に宿泊体験の重要性をお伝えしながら、徐々に宿泊体験をすることができる場の提供を拡大させていきたいと考えております。

・意見（西村委員）

86ページの事業番号135番について、利用者とその家族の高齢化が深刻化して免許証の返上がしたくてもままならない状況です。〇〇才以上で希望者に限定という縛りをつけて福祉サービス事業所による送迎を段階的に増やしていただきたい。

・回答（事務局）

利用者が通所する上で、送迎は重要な要素となることは、市としても認識しております。現在市では独自に送迎について加算をつけております。送迎を段階的に増やしていくためには経済的支援のみの問題ではなく、マンパワーなど他の要素も追及していく必要があると思われまますので、今後検討する方向で考えます。

・意見（齊藤委員）

「基本理念」において、下段に障がいの概念の記載がありますが、この文の前に一行あけて見た目に強調をするか、「障がいの概念」と見出しを付けてはどうでしょうか。前文までの「障がい」の意味は医学モデルと社会モデルが混在した説明になっているので、別に説明（定義づけ）をした形の方が理解しやすいと思います。

・意見（伏見委員）

細かい点ですが11ページの「基本目標3」の2行目「家族の高齢化への対応」の記述ですが、高齢化（年を重ねることの意）は敬う事だと考えます。この表記はネガティブな意味の高齢化と読めるので例えば家族の心身状況（の変化）への対応、などの表記変更でいかがか。

・意見（高山代表）

1-2. 権利擁護の推進（2）意思決定支援の推進

○が2項目ありますが、まず1つ目と2つ目を入れ替えた方がよいかと思います。

意思決定支援は広い概念なので、一つ目が日常生活自立支援事業や成年後見制度の記述があるのは少々違和感があります。

また、現在の2つ目の○には、「…家族や事業者等のコミュニケーション力の向上に向けた…」とありますが、意思決定支援とはコミュニケーションレベルの問題ではないと思います。

支援者は専門職として、意思決定支援に取り組む責務があります。

それは、障害者総合支援法第1条の2（基本理念）では、障がい者本人が「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保」される旨を規定しており、指定相談支援事業者及び指定障がい福祉サービス事業者等に対して、障がい者等の意思決定の支援に配慮するよう努める旨を規定し（第42条、第51条の22）、「意思決定支援」を重要な取組として位置づけていることから明白です。

このように意思決定支援は、決してコミュニケーションのレベルではないと思います。

資料2の5ページの事業番号（仮）25に「障がいのある人への意思決定支援の促進に関する取組」がありますが、そこでは、「…支援者の資質向上に向けた取り組みを推進します」とあります。

資料1の方でもこの表現を使用してはどうでしょうか。

また、家族についても意思決定支援において大事な存在であることは確かですが、「家族や事業者等…」と家族と事業者が並列でよいのかも疑問です。

そして、意思決定支援の場面は社会生活だけでなく、日常生活においても多々あります。厚労省のガイドラインもそのように位置づけています。

これらをふまえて、

(2) の二つ目の○については、一つ目の○にすることを前提に、

「日常生活・社会生活を送る上での選択、判断、決定等について、本人が主体的にできるよう、家族とも協力し、意思決定支援に関する支援者の資質向上に向けた取り組みを推進します」等としてはどうでしょうか。

意思決定支援については、数年前に総合支援協議会でも報告書をまとめています。これは他県にはあまり見られない取り組みでもあったと思います。

その報告書の趣旨もしっかりと反映させていくことが重要ではないかと思います。ご検討のほど、よろしくお願い申し上げます。

・意見（伏見委員）

議会常任委員会質疑応答一覧の1ですが、議会の慣習に無知なため見間違いでしたらすみません。応答要約の内容があまりに「通り一遍」な気がします。具体性にも欠けますしもう少し適格に現場の声を表して頂けると心強いものだと感じます。

・意見（種田委員）

84ページの事業番号119について、前回の委員会において意見を出し修正しましたと対応していただきましたが、団体組織化支援のままで修正されていませんでした。どういうことですか。

・意見（西村委員）

72ページの事業番号41番の、太陽の家の再整備事業の話し合いに当事者の意見を反映できる仕組みづくりを推進するために当事者の参画を事業内容に追加することを提案します。利用者対象のアンケート調査は行われましたが、それだけでは不十分に思われます。

・意見（前田委員）

今年度からの委員で、現状までの流れなど学びながらの参加で、しっかりと全ての読み込みはできていませんが、職場での意見も聞き、計画最終案について承認します。

掲げられた計画の実行、実現のためには、各機関の連携等、細かな部分が重要と考えます。

・意見（都築委員）

図表2-3-27 追加記載ありがとうございます。

46ページ 16障がい児～必要性内にも追加記載が必要と思います。



・回答（事務局）

貴重なご意見ありがとうございます。いただいたご意見を踏まえ、一部修正させていただきました。

また、事務局の記載に誤りがあった点についても修正させていただきました。大変申し訳ございません。

今回修正していない部分については、今後の対応の参考とさせていただきます。

（3）その他 組織改正について

・意見（齊藤委員）

意見を求められるのであれば、医療・福祉について全体の印象として統合から分断へと方向転換したように感じます。特に感じた点は「障がい福祉課」から「障がい者支援課」となって「者」がついたことで「児」との境界線が強調されてしまったようです。

「福祉健康部」も「福祉部」と「健康医療部」に分かれましたが、「地域包括ケアシステム推進室」が「地域共生社会推進室」となって福祉部になっていることから、医療と福祉の連携のための施策を総合的に扱う部署の明確化が必要と思います。

・回答（事務局）

ご指摘ありがとうございます。ご心配いただいている点につきまして、今後そのようなことが起こらぬよう、これまで以上に地域共生社会推進室を中心に連携し、事業展開を図りたいと考えておりますので、ご指導・ご協力をお願いいたします。